

2021年3月3日
九州電力株式会社

川内原子炉設置変更許可取消訴訟（行政訴訟）控訴審

第4回口頭弁論が行われました

—火山灰に対する本件原子力発電所の安全性について主張—

本件は、川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可処分（2014年9月10日付）の取消請求について、福岡地方裁判所が棄却した判決（2019年6月17日付）を不服として、2019年6月29日に福岡高等裁判所に控訴されたものです。当社は原審に引き続き、2016年8月23日から訴訟参加しております。

今回、当社は準備書面を提出し、平成29年の火山影響評価ガイド改正を踏まえ、火山灰濃度の評価見直しを行ったうえで、必要な安全確保対策を実施しており、本件原子力発電所の安全性が一層高まっている旨主張しました。

今後とも、川内原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以上